

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

平成31年1月15日
浜松河川国道事務所長 田中 里佳

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局浜松河川国道事務所の平成31年度 浜松管内道路環境維持工事に関する公示である。

対象となる道路環境維持工事は、浜松河川国道事務所が管理している国道1号、474号の供用中の道路の環境維持を目的として道路清掃作業を実施し、24時間体制で交通事故処理等に応急対応が可能な体制の構築を求めるものである。

道路環境維持工事は、道路清掃用機械による道路清掃作業を実施した実績および、応急処理で24時間体制で作業が可能な体制の構築が必要である。

よって、本道路環境維持工事は、前年度の当該地域における直轄国道の道路環境維持工事の受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本道路環境維持工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

(1) 工事件名 平成31年度 浜松管内道路環境維持工事

(2) 施工範囲 浜松河川国道事務所管内

なお、施工範囲は別図を参照のこと。

(3) 工事内容 浜松河川国道事務所管内の道路環境維持（道路清掃）を行うこと。
路面清掃工1式、排水施設清掃工1式、道路付属物清掃工1式、
構造物清掃工1式、応急処理工1式、機械運転工1式、
機械運搬工1式、交通処理工1式、処分費1式
詳細は「工事説明書」参照のこと。

(4) 工 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

浜松河川国道事務所に係る以下の業務

- ・平成29年度 浜松道路管理積算技術業務（一社）パブリックサービス
- ・平成29年度 浜松道路管理工事監督支援業務 日本振興・PS設計共同体
- ・平成29年度 浜松道路技術審査業務（一社）パブリックサービス
- ・平成30年度 浜松河川国道道路技術資料作成業務 サンコーコンサルタント・キューメートル設計共同体
- ・平成30年度 浜松河川国道道路調査管理資料作成業務 PS・ティーネット設計共同体
- ・平成30年度 浜松道路管理積算技術業務 未定

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の

規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は社再生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。静岡県内又は愛知県内。

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない))。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成15年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)

同種工事：供用中の道路における道路清掃工事（作業）の施工実績

なお、道路清掃工事（作業）作業とは、路面、排水施設、道路付属物、構造物清掃工の作業内容のものをいう。

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

1) 1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・1級又は2級土木施工管理技士又は1級又は2級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

- ・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成15年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあつては、一人で（3）①1）の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）①1）の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記（3）①1）の基準を満たし、上記（2）の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(4) 技術力に関する要件

下記①及び②の要件を満たす者であること。

- ① 気象状況などによって道路への障害等の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日においても応急処理作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できる者であること。
- ② 道路清掃用建設機械（路面清掃車、散水車など）の取り扱いを行った実績がある技術者（操作担当者）について、本件で無償貸与する建設機械台数分の人員を準備できる者であること。なお、使用予定の建設機械及び台数は、路面清掃車、散水車、排水管清掃車、トンネル清掃車の計4台である。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒430-0811 浜松市中区名塚町266
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 経理課
電話：053-466-0112 FAX：053-466-0124

②技術関係

〒430-0811 浜松市中区名塚町266
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 防災課
電話：053-466-0129 FAX：053-466-0122

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成31年1月16日（水）から平成31年1月25日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）
交付場所：上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成31年1月25日（金） 16時00分。
提出場所：上記(1) ②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）またはFAX
（着信確認を行うこと）すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：平成31年1月18日（金） 16時00分。
提出場所：上記(1) ②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）またはFAX
（着信確認を行うこと）すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：平成31年1月22日（火）
回答方法：浜松河川国道事務所1階閲覧所において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：平成31年1月25日（金）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：平成31年2月6日（水）

通知方法：FAXによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。